

平成29年度税制改正 - 5

Q1..... 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

旧措法42の4

①②③

④⑥⑧

措法42の4①③

④⑤⑦⑧

一・三・

六の二・

九・⑩

措令27の4②

一~四・

③二・⑬

~⑰⑱

措規20①⑱

今月も引き続き「平成29年度税制改正」についてみていきます。今回は「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」の改正内容を確認します。

Q1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」の改正について説明してください。

A ① [answer]

(1) 制度の概要

この規定は、次の①から④によって構成されています（連結納税制度に係る規定は省略します。）。

① 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費^(※1)の額がある場合には、その試験研究費の額に10%^(※2)の税額控除割合を乗じた金額を調整前法人税額^(※3)から控除することができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とすることとされています（旧措法42の4①）。

※1 試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用をいいます（旧措法42の4⑥一、詳細は省略します。）。以下同じです。

※2 試験研究費割合が10%未満である場合には、その試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合

試験研究費割合とは、この規定の適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（旧措法42の4⑥三）。平均売上金額とは、その事業年度

を含む4年間の売上金額の平均額をいいます（旧措法42の4⑥十）。

※3 調整前法人税額とは、この規定及び他の税額控除を適用しないで計算した法人税額をいいます（旧措法42の4⑥）。以下同じです。

② 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者（詳細は省略します。）又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものの各事業年度（①の適用を受ける事業年度を除きます。）において、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に12%の税額控除割合を乗じた金額を調整前法人税額から控除することができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額を限度とすることとされています（旧措法42の4②）。

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額^(※4)（その事業年度において上記①又は②の適用を受ける特別試験研究費の額を除きます。）がある場合には、上記①又は②の制度とは別に、その特別試験研究費の額に次の試験研究費の区分に応じ次の税額控除割合を乗じて計算した金額を調整前法人税額から控除することができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の5%相当額を限度とすることとされています（旧措法42の4③）。

イ 国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者と共同して行う試験研究又は特別研究機関等に委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額：30%

ロ イ以外の特別試験研究費の額：20%

※4 特別試験研究費の額とは、試験研究費の額

■参考図書

『改正税法のすべて
(平成29年版)』(大蔵財務協会)